

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 2 月

1 現 状

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータ及びこれに対する民間従業員のデータ

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与月 額 (A)	平均給与 月額 (国ベース)	対応する 民間の類 似職種	平均 年齢	平均給与 月額 (B)	A/B
下北山村	51.7 歳	6 人	234,700 円	252,817 円	247,817 円	—	—	—	—
学校給食員	50.9 歳	3 人	214,733 円	228,267 円	228,267 円	調理師	39.8 歳	300,100 円	0.76
その他	53.1 歳	2 人	262,700 円	278,450 円	278,450 円	—	—	—	—
奈良県	47.1 歳	292 人	357,105 円	414,251 円	389,742 円	—	—	—	—
国	48.8 歳	5193 人	287,094 円	—	320,514 円	—	—	—	—

- ※ 「平均給料月額」とは、19 年 4 月 1 日現在における各職種の職員の基本給の平均です。
- ※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- ※ 民間データは、総務省において公表されているデータを使用しています。(賃金構造基本統計調査：平成 16 年～18 年の 3 カ年平均)
- ※ 「その他」とは、調理員、ヘルパーです。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- ※ 個人が特定されるものについては公表しません。(2 人以下の項目)

(2) 年齢別職員数

区 分	20 歳	20 歳	24 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	60 歳
	未満	～ 23 歳	～ 27 歳	～ 31 歳	～ 35 歳	～ 39 歳	～ 43 歳	～ 47 歳	～ 51 歳	～ 55 歳	～ 59 歳	以上
全 体									4	1	1	
学校給食員									2	1		
自動車運転手									1			
その他									1		1	

(3) その他給与に関する事項

① 給料表

技能職給料表（国家公務員の行政職俸給表（二）を適用。ただし、級は 3 級まで）

②各種手当

一般職員に同じ（下北山村人事行政の運営等の状況 参照）

③昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じて、4号給（57歳を超える場合は2号給）を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職員については、原則退職者不補充とし、職員の退職等によって人員不足となった場合は、職種転換又は臨時職員の雇用等で対応します。

3 具体的な取組内容

①定員について

平成19年度に給食調理員が2名退職となりましたが、職種転換（用務員⇒給食調理員）をおこない、退職不補充としました。

①給与について

現在、国に準拠した取扱いとなっており、見直しの予定はありません。ただし、国の給料表が改定となった場合は、同様の見直しを行います。

②諸手当について

平成17年度から特殊勤務手当の見直しを行い、技能職員に係るすべての特殊勤務手当を廃止しました。

③昇給のあり方について

平成20年度より57歳を超える職員の昇給の抑制を実施する予定です。

4 その他

退職者不補充とし、業務の見直し、廃止、民間委託等を検討予定です。